

2022-2023 年度 南アフリカ共和国 国別研修
「初等算数教育における教員の授業実践能力向上」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は南アフリカ共和国から研修員として参加する基礎教育省と州教育省の幹部職員及び実務担当職員・指導主事に対し、日本の算数教育における教員の学び合いの手法および算数カリキュラムの構造などに関連する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、学校法人早稲田大学総合研究機構（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

本研修は、2016 年度及び 2017 年度に実施された国別研修「初等算数科における教員の授業実践能力向上」の効果が南アフリカ政府から高く評価され、前回参加していない 5 州の関係者向けに前回同等の内容で実施するものです。

特定者は、組織下に教師教育研究所を有しており、同研究所は我が国の教員研修に関する研究実績、評価を有する専門機関です。世界の国際化・情報化に即した教員養成、教員採用、教員研修のあり方を原理的・制度政策的に比較研究しており、教員の実践的能力の開発を目的として、広く国内外に発信しています。また、同分野における途上国を含めた国内外での現場での経験、知識を豊富に有するメンバーが多数所属しています。

また、前回研修の研修受託機関において企画段階から関与し、主として研修受入・実施を担当した教授が、現在は早稲田大学教師教育研究所に所属しており、前回の経験を踏まえた上で、研修対象者のニーズを把握し、実践的かつ効果的なプログラムを提供することが可能です。講師・視察先の確保、南アフリカの状況に応じた指導助言といったノウハウが豊富に蓄積されており、本研修の目的達成に必要な知見が集約されている唯一の機関です。

以上の理由から、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2023 年度 南アフリカ共和国 国別研修「初等算数教育における

教員の授業実践能力向上」に係る研修委託契約

- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022年度）：2022年11月9日～2022年12月8日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022年度）：2022年10月7日～2023年1月31日（予定）
※2023年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
※2022年度及び2023年度の研修は、来日研修を想定しますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、全日程若しくは一部オンライン研修に変更になる可能性があります。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
 - なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事

業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2023年度まで計2回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 4) 初等算数教育関連の対面研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

| | | |
|---------------------|------|--|
| (1) 参加意思 確認書の提出 | 提出期間 | 2022年8月3日（水）12時まで |
| | 提出場所 | JICA 東京 人間開発・計画調整課 |
| | 提出書類 | 参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可） |
| | 提出書類 | 参加意思確認書（様式1もしくは2）、同確認書で提出を求められている資料等 |
| | 提出方法 | 郵送またはメール（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。） |
| (2) 審査結果 の通知 | 通知日 | 2022年8月8日（月） |
| | 通知方法 | メール又は郵送 |
| (3) 審査結果 についての理由 | 請求場所 | JICA 東京 人間開発・計画調整課 |
| | 請求方法 | 郵送（配達記録の残るものに限る） |

| | | |
|----|-------|--------------------|
| 請求 | | 提出期限必着。 |
| | 請求締切日 | 2022年8月15日(月)12時まで |
| | 回答予定日 | 2022年8月18日(木) |
| | 回答方法 | 郵送またはメール |

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式3)

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6) 誓約書(様式3)

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課(担当:中沢)

電話:03-3485-7469 Email:ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時まで)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出

を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

**2022-2023 年度 南アフリカ共和国 国別研修
「初等算数教育における教員の授業実践能力向上」研修委託契約 業務概要**

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名：「初等算数教育における教員の授業実践能力向上」

（2）技術研修期間（予定）

2022 年 11 月 9 日～2022 年 12 月 8 日

（3）研修員（予定）

1）定員 16 名

2）研修対象国：南アフリカ共和国

3）研修対象組織・対象者

【対象組織】

州教育省、基礎教育省、地域事務所

【対象人材】

① 州教育省課長級職員

② 州教育省及び基礎教育省職員

③ 地域事務所指導主事

（4）研修使用言語：英語

（5）研修の背景・目的：

南アフリカ共和国政府は、「国家開発計画 2030」において、高い失業率の緩和、資源依存経済からの脱却と産業多角化を中心課題に掲げ、それを可能とする人材育成の重要性を謳っている。基礎教育省においても 2015 年に「Action Plan2019」を発表し、教育の質の改善に向けた方策を打ち出している。しかしながら、アパルトヘイト下における教育（教員養成を含む）の格差の影響が未だに大きく、産業界が必要とする人材を育成しうる教育システムの具現化には課題が残っている。特に、初等教育における算数に課題があると言われており、南アフリカ政府は中長期的な同国の経済発展を支える人材育成の基礎となる、初等算数教育の質の改善が課題となっている。

このような状況の改善を図るために、基礎教育省は我が国に対して算数教育分野における専門家の派遣を要請し、JICAは2012年から個別専門家「算数教育政策アドバイザー」を基礎教育省に派遣中である。当該アドバイザーにより、これまでに低学年教員用補助教材（文章題）の開発、校内モニタリングモデル構築（授業研究の導入）、教員用指導教材の作成及び教材活用に係る研修実施等を支援している。

また、2015年度に基礎教育省は国別研修「初等算数教育における教員の授業実践能力向上」を我が国に要請、JICAにて2016年度及び2017年度にそれぞれ約1か月間の本邦研修を実施し、日本の授業研究における学び合いの手法を学ぶとともに、学力評価に基づく授業づくりを支援した。現在、研修に参加した北西州、東ケープ州、クワズルナタール州、フリーステイト州において授業研究の普及のための取り組みが順次進められており、基礎教育省においても教員研修の一環として授業研究の普及が進められている。

係る成果を受けて2018年度、基礎教育省は更に残る5州（ハウテン州、リンポポ州、ムプマランガ州、北ケープ州、西ケープ州）関係者及び基礎教育省担当者を対象とした研修実施を我が国に要請した。なお、当初は2020年度及び2021年度での実施を予定していたが、コロナ禍における政府の水際対策措置により延期となったため、2022年度及び2023年度にて実施することとした。

（6）案件目標

日本の授業研究における学び合いの手法を学ぶとともに、日本の算数カリキュラムの構造を理解することにより、教員の授業実践能力の向上に資する指導能力が向上する。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 算数教育の授業実践及び教授方法における課題を理解・分析する能力を身につける。
- 2) 日本の算数教育におけるカリキュラムの構造やその運用、課題解決型アプローチ、授業研究の手法を習得する
- 3) 上記2)の日本の算数教育の経験を活用して南アフリカの課題解決に資するアクションプランを作成する。

（8）研修内容

案件目標のもと、以下に関する講義・討論・演習等を実施する。

- 1) 南アフリカの算数教育の授業実践における現状課題の把握・分析
- 2) 日本の算数教育の紹介（政策・制度、カリキュラムの構造・運用等について）
- 3) 日本の算数教育における授業実践（主に授業研究の手法について）
- 4) 南アフリカにおける課題解決のためのアクションプランの作成

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年10月7日～2023年1月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務詳細（初年度分のみ）

1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
2. 講師・見学先・実習先の選定
3. 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
4. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
5. 講師・見学先への連絡・確認
6. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
7. 講義室・会場等の手配
8. 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
9. テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務を含む）
10. 講師への参考資料（テキスト等）の送付
11. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
12. 講師・見学先への手配結果の報告
13. 研修監理員との連絡調整
14. プログラム・オリエンテーションの実施
15. 研修員の技術レベルの把握
16. 研修員作成の技術レポート等の評価
17. 研修員からの技術的質問への回答
18. 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
19. 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
20. 閉講式実施補佐
21. 研修監理員からの報告聴取
22. 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
23. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
24. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、

研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上